

わが国固有の文化により生み出され、今まで保存・継承されてきた貴重な文化財を後世に確実に継承するため、文化庁では、文化財保護法に基づき、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な修理技術や、文化財の修理等に用いられる材料の生産及び用具の製作

技術等を「選定保存技術」として選定するとともに、その技術を体得している方や団体を、保持者や保存団体として認定しています。また、認定された保持者や保存団体が行う伝承者の養成や、技術の向上、原材料の確保等の事業を支援し、技術の保存・伝承を図っています。

選定保存技術の一例

ひょうぐようてすきわしせいさく 表具用手漉和紙製作



きばい
木灰で煮て、不純物を取り除きます



繊維を分散させる役割を担う
ネリ（トロロアオイの根から抽出）を加えます



す
激しく簀を揺らし、繊維を均等に分散させます



薄く柔らかく丈夫な美栖紙の完成です。
うらうちがみ
掛軸や裏打紙に用いられます

【原材料】

- 楮（こうぞ）
- トロロアオイ
- 木灰（きばい）
- 胡粉

等



楮（こうぞ）



トロロアオイ